

# 新たな選択肢模索

外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理・難民認定法(入管難民法)が昨年12月に成立して約1か月、人手不足に悩む中小の製造業が多い備後地域でも、新たな労働力の確保につながることを歓迎する声が上がっている。一方で、技能実習生を紹介する監理団体には、受け入れ態勢の不備への懸念もあり、4月から施行される新制度の中身を注視している。(田岡寛久)

## 高度で専門的期待

### 外国人材 @ 広島

福山市で電動シリンダーや車両を扱う上野機械などを製造する「ユニテック工業」は昨年10月、ベトナムから大卒の2人を、正社員として採用した。製品のプログラミングやロボット操作など、高度で専門的な仕事ができるエンジニアとして期待している。

ホアン・アン・タイさん(24)は「みんなに教えてもらいながら、頑張ってる仕事を覚えたい」とはにかむ。レ・ティエン・ズンさん



田口社長(左)に見守られながら働くズンさん(中央) (福山市)

改正出入国管理・難民認定法 介護、外食、建設、宿泊など14業種を対象に、比較的簡単な仕事に就く人向けの「特定技能1号」と、熟練技能者を認定する「特定技能2号」の二つの在留資格を新設。3年間の実習経験を持つ現行の技能実習生が、特定1号の資格取得を希望すれば、日本語能力試験が免除されるうえ、労働者として雇用され、滞在年数も延ばせる。

「20は一人前になれば妻や子どもを呼び寄せ、福山市で一緒に暮らしながら働きたい」と思い描く。過去には、同社も外国人技能実習生を受け入れていたが、3年の実習期間を終えて帰国されると、再び人材確保に迫られる。コスト面なども考え、継続的に働いてもらう方が得策と、エンジニア採用に切り替えた。

技能実習生は帰国後、試験に受ければ再度2年間、来日することもできるが、法律上は「労働力とは見なしてはならない」とのただし書きもあり、受け入れる企業は多岐から「実際には重要な戦力なのに、現場の認識と法律には隔たりがある」との不満も根強い。2人には現場の作業も経験させながら、将来的には

## 受け入れ態勢懸念も

福山市の監理団体「瀬戸内テック協同組合」は、農業法人や建設業、製造業など幅広い職種に年

新製品の設計などを任せられる人材を育てたいとい、田口裕司社長(41)は会社の貴重な人材として残ってほしい」と話す。ユニテック工業では、2017年に定年を廃止した。18年度からは特別支援学校を卒業した軽度の知的障害者を雇用している。子育て中の母親も正社員として働き、勤務時間も柔軟に対応するなど工夫を凝らす。外国人に限らず、地方の中小企業にとって、人材確保は最重要課題だからだ。

田口社長は「今や働き方や人材もダイバーシティ(多様性)の時代。改正入管難民法で外国人材の受け入れが拡大されれば、(特定技能1号、2号の外国人材も)新たな選択肢として考えたい」と期待する。

1、2、3次産業のいずれも、外国人技能実習生がいなければ成り立たない。人材を確保するために新制度が創設されるのは当然の流れ」と評価する。一方、即戦力として期待される特定技能1号、2号の人材受け入れを希望する企業がどこに頼めばいいのかなど、窓口がまだ待ち望んでいる。

明らかではなく「人材の奪い合いになったり、マッチングに行き違いが生じたりする懸念もある」と指摘する。手探りの不安が、改正法。企業も、監理団体も、国に対し、しっかりとした制度設計とトラブル防止に向けた分かりやすい説明を待ち望んでいる。

2019年1月19日  
読売新聞